

平成10年度 一般会計 特別会計決算 認定

平成10年度一般会計決算などを審議する横越町議会12月定例会が、8日から17日までの10日間の会期で開催されました。

初日には、一般質問に5名の議員が立ち、財政再建、新潟国体競技会場招致、中学校附属町立図書館の建設、全ての補助金の見直し、小学校校舎改修・中学

校舎改築計画などについてそれぞれ意見交換に質問しました。

続いて、平成11年度補正予算や横越町条例の一部改正などの議案が可決されました。

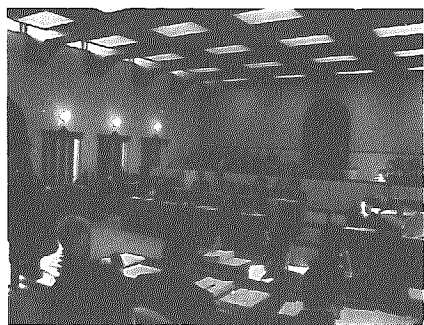
9日以降は、平成10年度の決算が決算審査特別委員会で審議され、17日には、同委員会に付託された平成10年度一般会計お

よび特別会計決算が認定されました。

おもな議案

■平成10年度一般会計決算の認定（詳細は別掲6～7ページを参照）

■平成10年度国民健康保険をはじめ老人保健、下水道事業、



家畜診療所特別会計決算をそれぞれ認定（詳細は広報2月号で掲載予定）

■平成11年度一般会計補正予算（第3号）

小学校給水管布設替工事480万円、保育園バス購入費391万円、新潟中央農業共済組合事務所建設事業補助金223万円、チャイルドシート購入費補助金200万円、二本木地区コミュニティセンター設計変更委託料150万円などを追加、児童公園遊具設置工事430万円、奨学金貸付金162万円、二本木地区コミュニティセンター建設費66万円などを減額しました。

■教育委員会委員の任命
右近次男氏（亀田町 63歳）
■監査委員の選任
今井 誠氏（木津中 71歳）

横越上・下 および中地区の一部 1月17日から住居表示を実施

実施区域

住居表示により、横越上・下、および中地区の一部の住所の表し方が新しくなります。

また、新しい郵便番号については、東町1丁目・2丁目は950-0209、上町1丁目～3丁目は950-0210となります。

▶問い合わせ 企画財政課
☎385-2111（内線250）

確定申告だより

新潟税務署

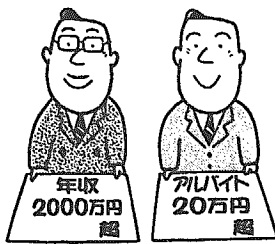
所得税の確定申告は
正しくお早めに

平成11年分の所得税の確定申告は、2月16日(水)から3月15日(水)までとなっています。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください。

《正しい申告を！》

所得税は、自分の所得の状況を最も良く知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤っ



- ① 平成11年分の給与収入の合計が2千万円を超えるとき
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき
- ③ 給与の支払いを2か所以上から受けている場合で、年末

（サラリーマンの場合）

事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を買った場合などで、平成11年中の所得金額の合計額から所得控除等の合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき

《確定申告をしなければならぬ場合》

た申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%又は10%の加算税が課され、更に、延滞税も納めなければならぬこととなります。

《確定申告は「自書申告」で》

なお確定申告をする必要のないサラリーマンでも、マイホームをローンで取得したり、多額の医療費を支払った場合などには、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超えるとき

申告書はご自分で作成し郵送で！



確定申告書を作成するため、確定申告書の用紙のほかに「所得税の確定申告の手引き」等が税務署に用意されていますので、これらによりご自分で確定申告書を作成することができます。

申告会場

◎八千代特設会場
(万代シティ 第3駐車場内)

住宅借入金等特別控除・医療費控除等の還付申告・年金受給者・不動産所得の申告など

2月1日(火)～3月15日(水)
午前9時～11時
午後1時～3時

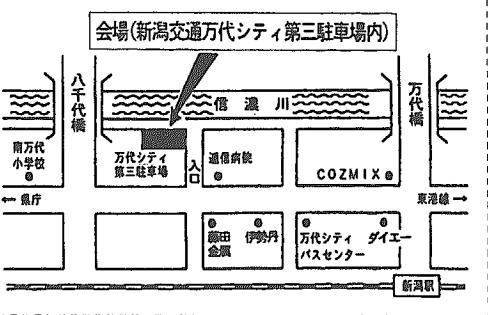
※ 2月15日までは還付申告のみ受け付けています。

◎新潟税務署会場

事業所得や譲渡所得のある人の申告

2月16日(水)～3月15日(水)
午前9時～11時
午後1時～4時

※ 両会場とも土曜日・日曜日・休日は除きます。
正午から午後1時まで、昼休み時間です。ご協力をお願いします。



※八千代特設会場は万代シティ第3駐車場内にあります。無料駐車券〔1時間分〕を用意していますのでご利用ください。

なお、税務署会場は、駐車場が狭いため車での来場はご遠慮ください。

個人事業者の方の平成11年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、正しくお早めに

個人事業者の方の平成11年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納税は、平成12年3月31日(金)までとなっています。